

## 会 議 録

会議の名称	令和5年度第4回東大和市国民健康保険運営協議会
日 時	令和6年3月26日（火） 午後1時30分から
会 場	東大和市役所 会議棟 1階 第1・2会議室
出席者	運営協議会委員14名（欠席3名） 保険年金課長 事務局3名  合計18名
公 開 等 非 公 開	会議録等の 全部 秘密会の議決 有・ <input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 非公開議決 一部
傍 聴 人	有・ <input checked="" type="radio"/>
配布資料	別紙のとおり
会議次第	日程第1 令和6年度東大和市国民健康保険事業特別会計 予算について 日程第2 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第3号）について 日程第3 国保講演会について（報告） 日程第4 その他
会議の記録	別紙会議録のとおり
備 考	

尾崎会長	<p>皆さん、こんにちは。これより会議を始めさせていただきます。本日はお忙しいところ、ご出席ありがとうございます。それでは、開催前に事務局から何かご連絡ございますか。</p>
吾郷課長	<p>委員の皆様、本日は運営協議会にご出席を賜わりまして、誠にありがとうございます。開会前ではございますが、事務連絡をさせていただきます。本日、健幸いきいき部長が別の公務が入っております、欠席とさせていただきます。誠に申し訳ございませんが、ご承知おきいただきますようよろしくお願い申し上げます。また、先日、書面会議にてご協力いただきまして、大変ありがとうございました。多子世帯軽減、出産資金の貸付につきましては、第1回定例会によって廃止となる内容が認められましたので、お伝えさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
尾崎会長	<p>ありがとうございました。それでは会議に入ります前に、本日の出席状況について、ご報告をお願いしたいと思います。</p>
吾郷課長	<p>本日の出席委員でございますが、委員数17名中、出席委員14名でございます。東大和市国民健康保険運営協議会規則第7条の規定に基づき、委員定数の2分の1以上のご出席があり、また各区分から1名以上のご出席があることから、会議は成立しております。以上でございます。</p>
尾崎会長	<p>ありがとうございました。それでは次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p>
尾崎会長	<p>それでは日程に従いまして議事を進行させていただきます。</p> <p>「日程第1 令和6年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算について」でございます。ご説明よろしくお願いま</p>

<p>吾郷課長</p>	<p>す。</p> <p>改めまして、保険年金課長の吾郷です。よろしくお願ひいたします。失礼ながら着座にてご説明をさせていただきます。初めに、「日程第1 令和6年度東大和市国民健康保険事業特別会計」であります。令和6年度国民健康保険事業特別会計予算につきましては、先に開催されました令和6年第1回市議会定例会におきまして、議決をいただいております。</p> <p>内容について、ご説明をさせていただきます。お手元の資料、右上に「日程第1 令和6年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算」歳入の資料をご覧くださいと思います。</p> <p>歳入の主な項目につきまして、ご説明申し上げます。第1款、国民健康保険税は、18億1,946万7千円で、前年度と比べ、1億2,622万2千円の減額であります。令和6年10月に被用者保険の更なる適用拡大が予定され、また、団塊の世代の75歳年齢到達による後期高齢者医療制度への移行が続いておりますことから、令和6年度において、国保の加入者が減少することを見込んでおります。現年分の収納率につきましては、96.5%であります。</p> <p>次に、第4款の都支出金をご覧ください。第4款の都支出金は、58億5,998万3千円と、令和5年度と比べ、7,968万5千円の減額となっております。内容としましては、特定健康診査等負担金、及び保険給付費に係る保険給付費等交付金、都補助金であります。保険給付費等交付金につきましては、歳出の医療に係る保険給付費に充てられる交付金であります。歳出において、保険給付費の減額を見込んでおりますことから、保険給付費等交付金につきましても、減額という形になっ</p>
-------------	---

ております。

続きまして、第6款、繰入金をご覧ください。第6款、繰入金は、8億9,848万9千円で、前年度と比べ、4,395万2千円の減額であります。保険基盤安定制度繰入金等において、約5億8,500万円、その他繰入金約1億2,300万円を一般会計から繰入れ、基金とりくずしによる繰入金として、約1億9,100万円を繰り入れたものでございます。また、その他の繰入金には、いわゆる赤字補填のための繰入はございません。

歳入の合計欄をご覧ください。令和6年度の予算規模といたしましては、歳入で85億9,971万9千円、令和5年度に比べ2億5,231万8千円の減となっております。

続きまして、歳出の資料をご覧ください。歳出の主な項目につきましてご説明申し上げます。第1款、総務費は1億4,245万4千円で、1,174万円の増額であります。窓口業務等委託料などを計上しております。第2款、保険給付費は、57億3,395万円で、前年度と比べ、1億1,331万4千円の減額であります。保険給付費といたしましては、療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児一時金及び葬祭費、傷病手当金等を、実績を勘案して算出したものであります。第3款の国民健康保険事業費納付金は、25億4,916万7千円で、前年度と比べ、1億3,777万5千円の減額であります。東京都へ納めます納付金でございます。第5款の保健事業費は、1億5,206万9千円で、前年度と比べ、1,100万2千円の減額であります。特定健康診査、特定保健指導、ジェネリック医薬品の利用

尾崎会長	<p>促進やレセプトデータの分析による保健事業費等の予算計上を行ってございます。</p> <p>歳出の合計につきましては、85億9,971万9千円で、歳入と同額であります。簡単ですが、以上が令和6年度におけます国民健康保険事業特別会計当初予算の概要でございます。日程第1の説明は、以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。ただいま説明が終わりました。日程第1につきまして、皆様方から質問を受けたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p> <p>(質問なし)</p>
尾崎会長	<p>よろしいですか。ないようですので、これをもちまして、「日程第1 令和6年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算について」を終了とさせていただきます。</p>
吾郷課長	<p>引き続きまして、「日程第2 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を、事務局より説明お願ひいたします。</p> <p>続きまして、「日程第2 令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)」でございます。日程第2の資料をご用意いただきたいと思ひます。この補正につきましても、令和6年第1回市議会定例会において、議決をいただいております。内容についてご説明を申し上げます。まず、全体の補正額でございます。表の一番下の歳入合計欄及び歳出の合計欄の補正額の欄でございますが、歳入歳出それぞれ、2,885万4千円の増額となっております。</p> <p>初めに左側の表の歳入の説明をさせていただきます。第1</p>

<p>尾崎会長</p>	<p>款、国民健康保険税は、2,070万1千円の減額で、被保険者数の減少等に伴う減額となっております。それから第3款、国庫支出金は、9万1千円の増額で、こちらはマイナンバーカードと健康保険証の一体化に係る広報等の経費に対する補助金の計上であります。第6款の繰入金は、4,718万2千円の増額で、保険基盤安定制度繰入金の増額、職員給与費等繰入金の減額及び産前産後保険税繰入金の計上の差し引きの結果として、4,718万2千円の補正額となっております。第8款の諸収入は、228万円2千円の増額で、過年度の特定健康診査等負担金分の精算、それから未償還の出産費資金貸付金償還金の計上によるものであります。</p> <p>次に右側の表の歳出でございます。第6款、諸支出金は2,885万4千円の増額で、国民健康保険事業運営基金積立金の増額及び出産費資金貸付基金の廃止に伴う一般会計への繰出金の増額であります。今回の補正予算によりまして、補正後の歳入歳出それぞれの予算額は、90億9,987万9千円となっております。日程第2の説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>どうもありがとうございました。説明が終わりましたので、ご質問を受けたいと思います。</p> <p>(質問なし)</p> <p>よろしいですか。ありがとうございました。それでは日程第2につきましてもご質問がないようですので、「令和5年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」を終了とさせていただきます。</p> <p>それでは、「日程第3 国保講演会について(報告)」をお</p>
-------------	---

<p>吾郷課長</p>	<p>         お願いしたいと思います。事務局お願いします。       </p> <p>         次に「日程第3 国保講演会について」であります。国保講演会につきましては、東京都国民健康保険連合会の主催によりまして、厚生労働省の保険局国民健康保険課長によりご講演いただいた内容となっております。今年度は、参集型及びオンライン形式によるハイブリッドな形で開催されました。事務局がオンラインにより会議に参加しております。本講演会のテーマは、「国民健康保険制度を巡る諸課題について」でした。社会保障制度全般の多岐に渡る内容でしたので、主に、国民健康保険に直接関連する内容で、重要事項に絞った部分でご報告をさせていただきます。       </p> <p>         それでは日程第3と右上にある令和5年度国保講演会の資料をご用意お願いいたします。初めに、こども医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の廃止です。25ページとなっております。内容についてでございますが、現行制度において、自治体が行う医療費助成によって、被保険者の自己負担限度額が減額される場合、国民健康保険財政に与える影響や、財源の公平な配分の観点から、負担軽減に伴い増加した医療費分の公費負担を減額調整していました。令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略」において、減額調整措置が廃止されたことの説明を受けました。この措置に伴う市への直接的な公費負担に影響はありませんが、東京都が国から受けている公費が増額となる見込みとなっております。従いまして今後、納付金の圧縮が期待できると推察をしております。       </p> <p>         続きまして、こども・子育て支援金制度です。資料下のほう54ページをご覧いただきたいと思います。こども・子育て政       </p>
-------------	---

策の財源として、医療保険者に被保険者から保険税とあわせて、こども・子育て支援金を徴収していただき、国に、こども・子育て支援金納付金として納付することをお願いがございました。これにより、国民健康保険税においては、医療分、支援分、介護分に、こども・子育て支援分を加え、保険税の納付をいただくこととなります。こちらは2026年度・令和8年度から開始する予定と伺っております。

最後にページをめくっていただきまして、マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてのお話がありました。74ページ、75ページとなります。紙の健康保険証の廃止となる日が、令和6年12月2日に決定いたしました。これによりまして、廃止後につきましては、いわゆるマイナ保険証をお持ちでない方については、紙の保険証に代わる「資格確認書」というものを交付いたします。また、マイナ保険証をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」といった、資格に関する情報を記載したお知らせを交付いたします。万が一、マイナ保険証が医療機関で読み取りができない場合には、この「資格情報のお知らせ」を提示することで対応できるようにするとの説明を受けました。市では、マイナ保険証の対応につきましては、国の通知に基づき、適切に対応してまいりたいと考えております。以上が講演会の報告となりますが、本日は資料が多いためご覧のとおり抜粋しての配布とさせていただいております。事務局のほうでは、今日抜粋していない資料もご用意しておりますので、もし、全容にご興味、ご関心がございましたら、後ほど閲覧が可能となっておりますので、お声掛けください。また、ご希望でしたら、全ページを印刷したものを郵送でお送りさせていただ

<p>尾崎会長</p>	<p>きますので、お申し付けいただけたらと思います。以上でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>どうもありがとうございました。ただいま説明終わりました。このことにつきまして、ご質問受けたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。</p>
<p>吾郷課長</p>	<p>マイナ保険証のことでお伺いしたいのですが、保険証の登録をして発行してから、実際、機械で確認できるまでのタイムラグというのはどのくらいですか。</p>
<p>委員</p>	<p>国民健康保険の方が利用登録を市にお申し付けていただきましたら、その日中に、市で関係団体にその情報を送らせていただきます。そこからその情報を関係機関に送ることによって、恐らく1週間はかからないと思うのですが、その範囲内で、各医療機関でマイナ証として利用が可能と推察しております。以上でございます。</p>
<p>委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>「資格確認書」と、「資格情報のお知らせ」についてなのですが、「資格確認書」と、「資格情報のお知らせ」についてスケジュールを教えてくださいたいです。我々単一健保のほうには、「資格情報のお知らせ」は10月までに加入者全員に、登録されているマイナンバーの下4桁を付けて、一人一人封筒に入れて、ご家族でも奥さんの分を旦那さんが見れないようにするというような指示が出ています。あと、「資格確認書」は12月2日以降、保険証廃止に伴うものなので、マイナンバーカードを持っていない人と、12月2日以降に登録された新しい方に配りなさいという形で、単一健保には国から指示が出ています。国が勝手に決めたので、我々その資格情報を出す基幹シ</p>

吾郷課長	<p>システムをベンダーさんに今依頼をして、ソフトを作っていただいています。大体できあがるのが7月ぐらいと伺っているのですが、国保も同じタイミングになりますか。</p> <p>加入者情報等の通知につきましては、国民健康保険のスケジュール的にも、今おっしゃったことと同様と認識しております。10月までに国から下4桁の番号の通知を发出してくださいというような通知が来てございます。それから、12月2日以降に保険証廃止になった後につきましては、新規の加入者でマイナンバーカードをお持ちでない方に関しては、資格確認書を交付する。それから、マイナ証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」、そちらをお渡しするというようなスケジュールになっております。以上です。</p>
委員 尾崎会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>他にどなたかございますか。よろしいですか。特にないようであれば、以上で「日程第3 国保講演会について」を終了とさせていただきます。最後に事務局より何かございますか。</p>
吾郷課長	<p>本日はありがとうございました。事務局から2点ほどご報告をさせていただきます。まず、1点につきましては、「東京都国民健康保険運営方針について」でございます。本日机上に配布をさせていただいております。本会議で何度かお話をさせていただいておりますが、東京都国民健康保険運営方針は、国民健康保険に関する事務を都区市町村が共通認識の基で実施し、安定的な財政運営及び区市町村が担う事業の広域化・効率化を推進するための統一的な方針でございます。ここで令和6年2月に改訂がされましたので、配布をさせていただいております。改定後の方針の期間といたしましては、令和6年4月1日</p>

尾崎会長	<p>から令和12年3月31日までとなっております。大きな改定ポイントといたしまして、納付金についてです。東京都は将来的には保険料水準の完全統一を目指しておりますが、まずは都に支払う東京都国民健康保険事業費納付金の算定において、医療費水準を反映させないで、各市区町村の所得水準と、被保険者数のみを用いる納付金ベースの統一に取り組むということが明記をされました。令和11年度までに段階的に医療費水準を見直していきますが、この医療費水準の見直しに当たっては、急激な増減を緩和するための東京都による財源措置も行われることとなっております。後ほどご一読いただければと思います。</p> <p>もう1点、東大和市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施についてです。先日の会議におきまして、案を配らせていただきました。本計画案につきましては、策定に当たりまして、令和6年2月13日から令和6年3月14日までに、パブリックコメントを実施いたしました。実施した結果、ご意見等はございませんでした。また、関係機関の皆様にもご報告をさせていただきましたことから、現在、策定に向けて最終確認を行っているところでございます。年度内に策定をいたしますので、策定できましたら、郵送等で皆様のもとにお届けさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。報告は以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。それではその他ないようでしたら、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
------	--